

(新旧対照表)「厚生労働省国立研究開発法人審議会運営規程」の一部改正について(案)

改 正 案	現 行
<u>厚生労働省国立研究開発法人等審議会運営規程</u> <u>厚生労働省国立研究開発法人等審議会令</u>(平成27年政令第194号)第9条の規定に基づき、<u>厚生労働省国立研究開発法人等審議会運営規程</u>を次のように定める。 (会議) 第1条 <u>厚生労働省の国立研究開発法人等審議会</u>(以下「審議会」という。)は、会長が招集する。 2～4 (略) (書面による議決) 第2条 (略) (審議会の部会の設置) 第3条 (略) (部会の議決) 第4条 (略) (議決権の特例) 第5条 委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員のうち、<u>審議の</u>	<u>厚生労働省国立研究開発法人審議会運営規程</u> <u>厚生労働省国立研究開発法人審議会令</u>(平成27年政令第194号)第9条の規定に基づき、<u>厚生労働省国立研究開発法人審議会運営規程</u>を次のように定める。 (会議) 第1条 <u>厚生労働省の国立研究開発法人審議会</u>(以下「審議会」という。)は、会長が招集する。 2～4 (略) (書面による議決) 第2条 (略) (審議会の部会の設置) 第3条 (略) (部会の議決) 第4条 (略) (議決権の特例) 第5条 委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員のうち、<u>審議の</u>

<u>対象となる国立研究開発法人又は国立健康危機管理研究機構</u>の事務及び事業について利害関係を有する者は、<u>当該国立研究開発法人又は国立健康危機管理研究機構</u>に係る評価について議決権を有しないものとする。 (会議の公開) 第6条 (略) (議事録) 第7条 (略) (準用規定) 第8条 (略) (雑則) 第9条 (略)	<u>対象となる国立研究開発法人</u>の事務及び事業について利害関係を有する者は、<u>当該国立研究開発法人</u>に係る評価について議決権を有しないものとする。 (会議の公開) 第6条 (略) (議事録) 第7条 (略) (準用規定) 第8条 (略) (雑則) 第9条 (略)
---	---

(案)

厚生労働省国立研究開発法人等審議会運営規程

平成 27 年 7 月 10 日

改正令和 6 年 月 日

厚生労働省国立研究開発法人審議会決定

厚生労働省国立研究開発法人等審議会令（平成 27 年政令第 194 号）第 9 条の規定に基づき、厚生労働省国立研究開発法人等審議会運営規程を次のように定める。

（会議）

第 1 条 厚生労働省の国立研究開発法人等審議会（以下「審議会」という。）

は、会長が招集する。

2 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知するものとする。

3 前項の議事に関係のある臨時委員及び専門委員の範囲は、会長の決するところによる。

4 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

（書面による議決）

第 2 条 会長は、やむ得ない理由により審議会の会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該事案に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決とすることができる。

2 前項の規定により議決を行った場合は、会長が次の会議において報告しなければならない。

（審議会の部会の設置）

第 3 条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮って部会を設置することができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、2 以上の部会を合同して調査審議させることができる。

（部会の議決）

第 4 条 審議会が定めるところにより、部会の議決を審議会の議決とすることができる。

（議決権の特例）

第 5 条 委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員のうち、審議の対象となる国立研究開発法人又は国立健康危機管理研究機構の事務及び事業に

ついて利害関係を有する者は、当該国立研究開発法人又は国立健康危機管理研究機構に係る評価について議決権を有しないものとする。

（会議の公開）

第6条 審議会は、原則として公開とする。ただし、会長は、公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、審議会に諮って全部又は一部を非公開とすることができる。

2 審議会の会議の公開の手続その他審議会の会議の公開に関し必要な事項は、別に会長が審議会に諮って定める。

（議事録）

第7条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

一 会議の日時及び場所

二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名

三 議事となった事項

2 議事録は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

（準用規定）

第8条 第1条、第2条、第5条、第6条及び第7条の規定は、部会に準用する。この場合において、第1条、第6条及び第7条中「会長」とあるのは「部会長」と、第1条及び第5条中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と、「議事に関係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは「当該部会に属する臨時委員及び専門委員であって議事に関係のある者」と、第6条第1項中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、会長又は部会の運営に必要な事項は、それぞれ会長又は部会長が定める。